○農林水産省告示第千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市神郷油野字大谷二八九七の三、二八九七の一九、字ヲンジボコ二九一六の二、字一ノ谷四三六の一、神郷釜村字弐本槙六三八の一、字鑪原ノ上六四四の一、六四四の六、六四六の一、六四六の九、字弐本まき谷六四五の一、六四五の二、六四五の五から六四五の一一まで、字二本まき谷六四五の三、六四五の四、六四五の一二から六四五の一四まで、字鑪原六四九の二、豊永佐伏字湯川東五六九の二、五六九の四、字才谷五九六の二、五九八の二、字辺リ山六〇〇の二、六五二、六五三、六七七の二、六七八、字寄定平六七六の二、六七九の二、六八〇の二、六八一の二、六八二の二、長屋字庚申山一〇四九の二、字大平奥一三八九、字古城山一三九二の三、一三九二の四、一三九二の一八、下熊谷字立野奥二八四六の二、字矢谷三〇一一の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十三年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所

㈠　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字添田字岩石山一七八八の一七

㈡　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県嘉麻市馬見字所迫二四四三から二四四五まで、二四六三

㈢　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県嘉麻市桑野字仙道三二九五の二、三二九七、三四三八、三四三九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに嘉麻市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、木更津都市計画事業金田東特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　縦覧開始の日　平成二十三年五月二十五日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県木更津市潮見七丁目三番一号　独立行政法人都市再生機構木更津開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第五百三十二号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を次のとおり指定する。

平成二十三年五月二十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

道路の種類	路線名	区間	備考
石川県道	金沢田鶴浜線	石川県河北郡内灘町字大根布り二五一番一からかほく市白尾壱号三番三まで	金沢市と七尾市を連絡する道路の一部
北九州市道	戸畑枝光線	北九州市戸畑区牧山海岸三番五三から北九州市八幡東区東田五丁目一番一〇八まで	北九州市戸畑区と北九州高速五号線を連絡する道路の一部
長崎県道	諫早外環状線	諫早市長野町九七六番から諫早市栗面町七七〇番一まで	島原市と九州横断自動車道長崎大分線を連絡する道路の一部
宮崎県道	飯野松山都城線	都城市梅北町九九三番一から都城市梅北町五八九五番二まで	都城市と重要港湾志布志港を連絡する道路の一部
鹿児島県道	志布志福山線	志布志市志布志町志布志字見帰八五一番一から志布志市志布志町安楽字大丸四七九番一まで	都城市と重要港湾志布志港を連絡する道路の一部

○国土交通省告示第五百三十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年四月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月二十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5043号	電子海図情報表示装置	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町9番52号
第5044号	ＦＥＡ－2807	〃	〃

○国土交通省告示第五百三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年四月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月二十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5017号	電子海図情報表示装置	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀５丁目１番１号
第5018号	ＪＡＮ－901Ｂ	〃	〃
第5019号	ＪＡＮ－2000	〃	〃

○国土交通省告示第五百三十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年四月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月二十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4610号	船外機（小型船舶用）	ヤマハ発動機株式会社	① ピストンの材質の変更 ② ピストンピンの構造及び材質の変更 ③ コンロッドの材質の変更 ④ シフトカムの構造の変更
第4611号	〃	64Ｐ	〃 第4610号に同じ